

仮称静岡市歴史文化施設建設基本設計 公募型プロポーザル説明書

目次

1	趣旨	1
2	プロポーザルの概要	1
	(1) 基本事項	
	(2) 事務局	
3	事業計画概要	1
4	プロポーザル日程	2
5	応募条件	2～3
	(1) 応募資格	
	(2) 設計業務実施上の条件	
6	応募方法	4～6
	(1) 応募の手続	
	(2) 参加表明書及び技術資料の記載要領	
	(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準	
	(4) プロポーザルに関する質問及び回答	
7	技術提案書の提出及びヒアリング（第2次審査）	6～9
	(1) 提出意思確認書の提出	
	(2) 技術提案書の提出	
	(3) 技術提案書等の作成要領	
	(4) ヒアリング審査	
	(5) 設計候補者を特定するための評価基準	
8	審査等	9～10
	(1) プロポーザル審査委員会	
	(2) 審査	
9	現地見学	10
10	設計業務委託契約の概要	10～11
	(1) 設計候補者特定後の手続き	
	(2) 委託業務概要	
	(3) 見積りの条件	
	(4) 契約の条件	
11	その他	11～12

1 趣旨

静岡市では、平成 28 年 3 月に「（仮称）静岡市歴史文化施設建設基本計画」を策定した。「歴史文化から静岡の未来をつくる」を基本理念とし、本市の豊かな歴史と文化を活かし、「世界に輝く静岡」を実現するため、歴史文化のまちづくりの拠点となる歴史文化施設を整備する。

本施設の建設地は、静岡市景観計画に基づく重点地区内であるとともに、歴史的名所の核と位置づける駿府城公園の玄関口に位置している。そのため、駿府城公園や周辺景観との調和を考慮するとともに、本市の新しい魅力となる優れた景観を備えた施設が求められている。

また、本施設は、本市ならではの歴史的・文化的資源の価値と魅力を発信する活動によって集客をはかるとともに、市内各地への回遊性を促し、地域の賑わいと豊かさを創出することで、本市の発展を牽引していくことが求められる。

このような歴史文化施設の設計にあたって、設計者の高度な発想力、設計能力等を求めるべく、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 基本事項

ア 設計候補者の特定は「技術資料」と「技術提案書」の二段階で行う。一段階目は「技術資料」の書類審査であり、設計業務における業務の実施方針等について問う。二段階目は図書を含む「技術提案書」について審査する。

イ 対象敷地

静岡市葵区追手町 地内（静岡県庁の横、駿府城三ノ丸に位置）

約 8,400 m²の内、約 5,000 m²

商業地域（容積率：600%）であるが、民間施設の併設が企画されているため、本施設の敷地は、街区の北側とする。また、当街区には前面空地の制限がある。

なお、当敷地は、埋蔵文化財包蔵地であるため、提案が調査済み範囲外の部分にかかる場合は、当該箇所を発掘調査する。

ウ 施設規模

延べ床面積 5,000 m²程度（構造、階数等は自由）

(2) 事務局

静岡市 都市局 建築部 建築総務課 総務耐震係

所在地 : 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号（静岡市役所静岡庁舎 5 階）

T E L : 054-221-1050 FAX 054-221-1135

メールアドレス : kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp

3 事業計画概要

別添「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書」のとおり

4 プロポーザル日程

平成 29 年 6 月 21 日	(水)	公告
平成 29 年 6 月 21 日 ～ 平成 29 年 7 月 5 日	(水)	質問受付期間
平成 29 年 7 月 12 日	(水)	回答 (静岡市ホームページに掲載する)
平成 29 年 7 月 30 日	(日)	参加表明書・技術資料の提出期限 (必着)
平成 29 年 8 月 9 日	(水)	第 1 次審査 (技術資料の書類審査、技術提案書提出者の選定)
平成 29 年 8 月 14 日	(月)	第 1 次審査結果通知 (発送予定) 技術提案書提出要請 (第 1 次審査通過者に対してのみ)
平成 29 年 9 月 25 日	(月)	技術提案書の提出期限 (必着)
平成 29 年 10 月 4 日	(水)	第 2 次審査 (技術提案書のヒアリング審査、設計候補者の特定) ※ヒアリング (プレゼンテーション) : 公開、審議 : 非公開
平成 29 年 10 月中旬		第 2 次審査結果通知 (発送予定)

5 応募条件

(1) 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 平成 29・30 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示 (平成 17 年静岡市告示第 43 号) に基づく資格の認定を受けている者のうち、建築関係建設コンサルタント (以下「建設コンサルタント」とする。) 業務の認定を受けている者又は技術提案書提出日 (平成 29 年 9 月 25 日) までに同認定を受けた者。

《認定に関する手続き及び問合せ先》

静岡市 財政局 財政部 契約課 (静岡庁舎 10 階)

住 所 : 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

T E L : 054-221-1027

ウ 次に掲げるすべての要件を満たす建築物の新築、増築又は改築の設計業務実績を有する者又は前述の者を含む官公需適格組合 (「共同受注しようとする物品納入等の種類」が「設計監理」である組合に限る。) であること。

(ア) 主たる用途が博物館又は美術館である建築物

(イ) 博物館法による「登録博物館」、「博物館相当施設」又は国、地方公共団体若しくは

独立行政法人が設置する「博物館類似施設」である建築物

※海外における実績については、事務局までご相談ください。

- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）に基づく入札参加停止等を受けている期間中でないこと。
- カ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 設計業務実施上の条件

- ア 管理（総括）技術者（※1）は、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士とし、担当技術者との兼任はできない。
- イ 管理（総括）技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務は除く）が、3件以下であること。
- ウ 意匠担当技術者は、1名以上とし、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士であること。
- エ 各技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあつては、当該講習を受講している者であること。
- オ 積算担当技術者は、1名以上とする。
- カ 構造担当技術者は、1名以上とし、構造設計一級建築士であること。
- キ 電気及び機械担当技術者は、それぞれ1名以上とし、設備設計一級建築士であること。
- ク 次の（ア）から（ウ）までに掲げる者は、それぞれその組合員又は構成員と同一のプロポーザルに参加することはできない。

（ア）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

（イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

（ウ）法人以外の共同受注を行う団体

※1 「管理技術者」とは、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（平成27年5月14日施行）第10条第1項の定義による。

6 応募方法

(1) 応募の手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び技術資料を提出すること。

- ア 提出方法 持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。
- イ 提出先 事務局
- ウ 提出期限 平成29年7月30日（日）まで（必着）
- エ 提出様式 静岡市ホームページ（以下「静岡市HP」とする。）よりダウンロードすること。
(http://www.city.shizuoka.jp/726_000094.html)

(ア) 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・1部提出

(イ) 技術資料

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| a 事務所の同種・類似業務実績（様式2） | } 2部提出（証明書の
写し等を含め左上ス
テータ1ヶ所留め） |
| b 管理（総括）技術者の経歴等（様式3） | |
| c 各担当技術者の経歴等（様式4） | |
| d 協力事務所の名称等（様式5） | |
| e 追加業務担当技術者の経歴等（様式6） | |
| f 業務の実施方針（様式7） | ・・・・・・・・・・・・・・11部提出 |

(2) 参加表明書及び技術資料の記載要領

ア 参加表明書（様式1）

提出者名は、5（1）イにより、本市の認定を受けている又は受ける予定である組織名（商号又は名称）及び代表者名を記載すること。また、提出者の印は、代表者印とする。

提出者の一級建築士事務所登録通知書等の証明できる資料の写しを添付すること。

官公需適格組合の場合は、構成員を証明できる資料の写しを添付すること。

イ 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

同種・類似業務実績の確認申請書（建築計画概要書）又は計画通知書等、5（1）ウに記載の業務実施（建築主、設計者及び主たる用途）を証明できる資料の写しを添付すること。

ウ 管理（総括）技術者の経歴等（様式3）、各担当技術者（意匠、構造、積算、電気、機械）の経歴等（様式4）

管理（総括）技術者、各担当技術者の経歴等は、下記による。

- (ア) 氏名 技術者の氏名
- (イ) 生年月日 西暦で記入、年齢は提出日現在で記入
- (ウ) 所属、役職 技術者の所属する組織及び役職
- (エ) 保有資格等 技術者の保有する資格のうち、5（2）設計業務実施上の条件の各項

目に記載された当該分野の資格を記入する。

各技術者の資格証明書の写しを添付すること。

(オ) 手持業務の状況

手持ちの設計業務（平成 29 年 7 月 30 日現在及び特定後の契約予定を含む。）について、以下の項目を記入する。ただし、工事監理業務は除く。

- a 業務名 具体的に記入
- b 発注者 再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記入し、()内に事業主を記入する。
- c 受注形態 単独、官公需適格組合、協力事務所又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を()内に記入する。
- d 業務概要 対象施設の施設用途及び規模・構造を記入する。あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理（総括）技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入する。
- e 履行期間 業務の履行期間

(カ) 業務実績

管理（総括）技術者並びに意匠、電気及び機械担当技術者が過去に携わった博物館又は美術館の設計業務実績及び管理（総括）技術者及び意匠担当技術者が過去に携わった公共建築物の設計業務実績について記載する。当該実績の確認申請書（建築計画概要書）、計画通知書又は契約書等業務実施（建築主、設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び主たる用途）を証明できる資料の写しを添付すること。なお、ひとつの施設において、「博物館又は美術館」と「公共建築物」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとする。

(キ) 過去の受賞歴

管理（総括）技術者及び意匠担当技術者が過去に携わった博物館又は美術館の設計業務のうち、受賞歴があるものについて 3 件（1 施設に対し複数の賞を受賞している場合は、「1 件」とみなし、そのすべての賞について記載すること。）までの賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途、規模及び構造を記載する。

(ク) (様式 4) の評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数

建築（意匠）分野（1 名）、電気分野（1 名）、機械分野（1 名）とする。

エ 協力事務所の名称等（様式 5）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を記入する。

なお、展示設計業者については、別途プロポーザルを実施の上決定（平成 29 年 7 月下旬予定）するため、協力事務所には含まないものとする。

オ 追加業務担当技術者の経歴等（様式6）

新たに業務分野を追記する場合には、その他分野の担当技術者の経歴等について記入する。

カ 業務の実施方針（様式7）

当該業務の実施方針として、以下の項目についてA3判1枚（様式7）横向き（横書きとする。）に、文章及びイメージ図等により簡潔に記載する。色彩の使用及び縮尺は自由とする。事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協力事務所を含む。）。

なお、文字のサイズは10ポイント以上とすること。

(ア) 与条件に対する設計上の方針・特徴（設計コンセプト）

別添「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書」及び7（3）に記載の課題（1から3）内容を考慮したものとする。

(イ) コスト管理に対する考え方（目標建設費を守るための方策等）

(ウ) 発注者及び展示設計業者と連携して設計業務を進めるための方策

(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」によるものとする。

(4) プロポーザルに関する質問及び回答

ア 提出方法 電子メールとする。ただし、電話にて到達を確認すること。（電話連絡は、質問の受付期間中の土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間とする。）

なお、文書には担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

イ 提出先 事務局

ウ 受付期間 平成29年6月21日（水）午前9時から
平成29年7月5日（水）正午まで

エ 回答 質問に対する回答は、平成29年7月12日（水）午前9時までに静岡市HPに掲載する。http://www.city.shizuoka.jp/726_000094.html

オ その他 回答事項については、本説明書及び「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書」の追加又は修正とみなす。

7 技術提案書の提出及びヒアリング（第2次審査）

(1) 提出意思確認書の提出

技術提案書の提出要請を受けた者（第1次審査通過者）は、技術提案書の提出意思の有無について、提出意思確認書（様式8）を次のとおり提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時（最終日は正午）までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。

- イ 提出先 事務局
- ウ 提出期限 平成29年8月25日（金）正午まで
- エ 提出様式 様式は技術提案書提出要請書に同封する。
様式8：提出意思確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部提出
（提出者の印は、代表者印とする。）

（2）技術提案書の提出

技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限は次のとおりとする。

- ア 提出方法 持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時（最終日は正午）までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。
提出書類はクリップ止めとし、製本しないものとする。

- イ 提出先 事務局
- ウ 提出期限 平成29年9月25日（月）正午まで
- エ 提出様式 様式は静岡市HPよりダウンロードすること。
http://www.city.shizuoka.jp/726_000094.html
技術提案書（様式9）A1判パネル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部提出
上記を縮小したA3判（パネル化は不要）・・・・・・・・・・・・・・ 10部提出
技術提案書のデータを納めたCD-R・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚提出

（3）技術提案書等の作成要領

ア 技術提案書（様式9）

課題は次の3問とする。なお、記載にあたっては以下の事項に留意すること。

課題1 建物外観と外構について 一周辺環境と優れた景観に対する配慮事項―
敷地の環境、駿府城公園、巽櫓、石垣、堀などの歴史的景観を考慮しつつ、新しい本市の魅力となる優れた景観を備えた提案であること。

課題2 敷地利用計画について 一賑わい創出・交流に対する配慮事項―
だれもが気軽に訪れ、交流・ふれあい・憩いの場となり、周辺からの人の流れを取り込むような提案であること。
また、本計画敷地の南側には、土地の有効活用と賑わい創出を目的とし、民間活力の導入を検討しているため、駐車場等の適正配置及び外部導線計画に配慮し、

民間業者と連携をした相乗効果が見込まれる提案であること。

※別添「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書」Ⅲ敷地利用計画 参照

課題3 内部計画について

—国宝・重要文化財を良好な環境で展示・保管できる建築計画に対する配慮事項—
国宝・重要文化財等の貴重で脆弱な作品に対し、防火・防犯・温湿度・照明管理等の施設基準を順守すると共に、安全かつ機能的・効率的な動線計画に配慮した建築計画であること。

また、「展示エリア・収蔵エリア」と「市民交流エリア・ビジターセンターエリア（賑わい創出空間）」との区画及び連携について明確な提案であること。

- (ア) 用紙は、A1判1枚（片面）とし、横向き、横書き使いとする。色彩の使用及び縮尺は自由とし、必要に応じ縮尺を記載すること。
- (イ) 提案は、文章及びイメージ図等により、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (ウ) 課題3については、1次審査終了後に送付する（1次審査通過者のみ）、「（仮称）静岡市歴史文化施設展示基本設計」プロポーザルの技術提案書の内容を参照すること。
- (エ) 文字サイズは、18ポイント以上（A3判に縮小した際に10ポイント以上）とすること。
- (オ) 事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協力事務所を含む。）。
- (カ) 技術提案書の右下隅（表面）に、技術提案書提出要請の際に事務局より通知された受付番号を記載する。大きさは、3cm×3cm程度とする。
- (キ) 写真又はカラーコピー等でパネル化（枠等を設けず、発砲ポリエチレン等の軽量な材質で、厚さ5mm程度）すること。
- (ク) 技術提案書作成上の基本事項
本説明書に記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 技術提案書（様式9）のデータを納めたCD-R

電子データとして1枚にまとめたCD-Rを次のとおり作成すること。

- (ア) 電子データの形式は、「Microsoft PowerPoint2010」とする。
- (イ) 電子データの容量は、5MB以内とする。
- (ウ) 技術提案書に記入された内容のみ（技術提案書の内容をそのまま貼付け）とし、アニメーション設定は禁止とする。

(4) ヒアリング審査（公開）

ア ヒアリング日時

平成29年10月4日（水）に実施予定とする。（場所、時間については別途通知する。）

イ ヒアリング出席者

出席者は、提出書類に記入された管理（総括）技術者及び各担当技術者で3名（機器操作者を含む。）までとする。また、代理者及び記載された者以外の者の出席は認めない。

ウ ヒアリング時の説明（プレゼンテーション）

説明は、事前に提出された技術提案書の電子データを使ってパワーポイントにより行うこと。ヒアリング時の手持ち資料は提示禁止とする。また、追加資料は認めない。

提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書を無効とする。

プロジェクター、スクリーン、PC等の機材及び提出された技術提案書の電子データは、事務局にて準備する。

説明（プレゼンテーション）の時間は10分以内、質疑応答の時間は10分程度を予定。

エ ヒアリングに出席しない場合

出席要請を受けた者がヒアリングに出席しない場合は、受託意思がないものとみなし、審査の対象としない。

(5) 設計候補者を特定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。

8 審査等

(1) プロポーザル審査委員会

技術資料及び技術提案書の評価による設計候補者及び次点設計候補者の特定に係る審査は、仮称静岡市歴史文化施設建設基本設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会委員は、次のとおりとする。

審査委員（順不同、敬称省略）

氏名	所属
曾根 幸一	芝浦工業大学 名誉教授
高見 公雄	法政大学デザイン工学部 教授
伊藤 香織	東京理科大学理工学部 教授
中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所 客員研究員
小針 由紀隆	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
美濃部 雄人	静岡市副市長
山本 高匡	静岡市政策官

(2) 審査

審査委員会は、「技術資料による審査」及び「技術提案書による審査」の二段階審査により設計候補者を特定する。

- ア 第一次審査として、技術資料の審査により技術提案書の提出者を原則として8者程度を選定する。
- イ 技術提案書の提出者として選定された者には、技術提案書に関する提出要請書を送付する。選定されなかった者には、選定されなかった旨を別途通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。
- ウ 第二次審査として、技術提案書及びヒアリングによる審査により設計候補者及び次点設計候補者の各1者を特定する。
- エ 設計候補者に特定された者には特定通知、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。なお、特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。
- オ 技術提案書の提出者の選定及び設計候補者の特定は、別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。
- カ 審査委員会の審議は非公開とする。ただし、ヒアリング（プレゼンテーション）については公開とする。

9 現地見学

敷地の見学については、各応募者が自由に見学すること（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）。事務局による案内及び質問の受付は行わない。

10 設計業務委託契約の概要

(1) 設計候補者特定後の手続き

審査委員会が設計候補者として特定した者を当該業務に係る随意契約の見積参加者として決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他の法令の規定に基づき、基本設計業務の契約手続を開始する。ただし、設計候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合には、次点設計候補者を見積参加者とする。

(2) 委託業務概要

- ア 業務名 平成29年度 観文歴委 第6号
仮称静岡市歴史文化施設建設工事基本設計業務委託
- イ 業務内容 仮称静岡市歴史文化施設建設工事に伴う基本設計業務
(外構、既存建築物解体設計及び概算工事費の算出を含む。)
詳細は、「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書」による。

- ウ 履行期間 契約締結の翌日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
- エ 委託金額 委託金額は、45,000 千円（消費税相当額込み）を上限とする。
- オ 発注者 静岡市長

(3) 見積りの条件

設計候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、設計候補者として特定された者が同様の書類を既に市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

(4) 契約の条件

ア 契約書の作成

契約の締結にあたり、契約書を作成しなければならない。

イ 契約保証金

免除する。

ウ 概算工事費の算出

基本設計完了時に、施設整備の工事費を発注者に示し、「仮称静岡市歴史文化施設建設事業計画概要書 IV」に示す目標建設費内である根拠を資料等により示さなければならない。
(設計者の責によらない概算工事費の増はこの限りでない。)

エ その他

契約締結までの期間に 5 (1) に記載の資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできない。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) 審査委員会の委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は、応募できない。
- (3) 本件業務を受託した建設コンサルタント（「再委託先の建設コンサルタントを含む。」以下同じ。）及び本業務を受託した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (4) 提出書類の作成、提出及びヒアリングの参加に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 技術提案書等の取扱い
 - ア 提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結

果と共に公開（静岡市役所庁舎内への展示を予定）する。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。なお、記載無き場合は公開に同意したものとみなす。

また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した」旨は公開する。

- イ 上記アにおいて、技術提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（書式自由、A4判とする。）にてその旨を提出すること。
 - ウ 設計候補者として特定された者から提出された技術提案書は、当該業務に関連する展示設計を受託する業者、隣地である旧青葉小学校跡地活用事業者の選定に伴うプロポーザルの関係者及び報道機関等に対し必要に応じて複製を提供するものとする。
 - エ 提出された技術資料及び技術提案書は、返却しない。
 - オ 提出された技術資料及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記アの場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても公開期間の終了後に複製は廃棄する。
 - カ 提出された技術資料、技術提案書及びその複製は、設計候補者の特定及び上記ア及びウ以外に提出者に無断で使用（公開を含む。）しないものとする。
 - キ 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (6) 提出書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者に了解を得なければならない。
- (7) 技術提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (8) 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として失格とする。
- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - イ 参加表明書、技術資料又は技術提案書（以下、「参加表明書等」という。）を指定された方法以外の方法で提出した者
 - ウ 提出期限内に参加表明等を提出しなかった者
 - エ 指定された様式及び記載上の留意事項に適合しない参加表明書等を提出した者
 - オ 指定された項目の全部又は一部が記載されていない参加表明書等を提出した者
 - カ 指定された項目以外の内容が記載された参加表明書等を提出した者
 - キ 許容された表現方法以外の方法を用いて作成された技術資料又は技術提案書を提出した者
 - ク 審査委員会の委員に対し、設計候補者等の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者